

第4章 施策展開

第1節 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

1 保健事業と介護予防の一体的な取組による重度化防止

(1) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

何らかの介護予防の支援を必要とする者を把握するため、心身の状況を判定する生活機能調査や高齢者の「通いの場」、健診現場との連携により収集した情報を活用し、介護予防把握事業を実施します。その中で生活機能が低下した該当者を介護予防事業へつなげます。

■介護予防把握事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
生活機能調査実施者数(人)		2,590	4,047	1,150	1,200	1,250	1,300
生活機能低下の該当者数(人)		684	1,054	329	340	350	360

※実施方法

平成30年度 75歳～84歳の市胸部レントゲン検査受診者と検診未申込者に実施

令和元年度 65歳～84歳の市胸部レントゲン検査受診者と75歳～84歳の検診未申込者に実施

令和2年度 75歳～84歳の検診未申込者に実施

令和3年度以降、令和2年度と同じ方法を予定

②介護予防普及啓発事業

高齢者の「通いの場」において、運動や食事、口腔などフレイル状態を予防するための講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。

また、要介護状態となる原因疾患やその重症化を予防するため、保健事業と介護予防を一体的に実施しながら取り組みます。

◎第4章の表内の記載説明

「*」：新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、事業の中止や新しい生活様式に基づいて人数の制限を設けて実施など、影響があったもの（以下、「新型感染症影響有」とする）。

「◇」：新型コロナウイルス感染症の感染防止策に応じ、新しい生活様式に基づいて人数の制限を設けて実施予定のもの（以下、「新型感染症影響下予測値」とする）。

■介護予防普及啓発事業 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
総実施回数(回)		185	195	* 164	195	195	195
総参加人数(人)		3,391	3,490	* 2,362	3,290	3,290	3,310
口腔ケア教室	(回)	15	23	* 13	23	23	23
	(人)	283	330	* 184	300	300	300
栄養改善教室	(回)	21	18	* 25	25	25	24
	(人)	331	296	* 272	300	300	300
介護予防体操実践講座	(回)	77	69	* 67	75	75	75
	(人)	1,472	1,330	* 1,103	1,450	1,450	1,450
転倒予防講座	(回)	33	33	* 12	27	27	28
	(人)	548	557	* 225	450	450	470
認知症予防講座	(回)	16	21	* 21	20	20	20
	(人)	393	291	* 293	290	290	290
フレイル予防講座	(回)	23	31	* 26	25	25	25
	(人)	364	686	* 285	500	500	500

③介護予防相談会

高齢者の「通いの場」において筋力スコア・握力測定を行いながら、その結果をもとに健康相談や運動指導などを行います。

■介護予防相談会 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		59	44	43	44	44	45
相談人数(人)		535	380	* 360	400	410	430

④一般介護予防評価事業

それぞれの事業を効果的かつ効率的に実施するための体制やプロセス、達成状況などを検証しながら、一般介護予防事業の評価を実施します。

要支援・要介護認定率が高くなる分岐年齢付近に焦点を当てて、75歳～84歳の要支援の認定率の上昇を抑えることを目標とします。また、第1号被保険者（65歳以上）で新規に要介護認定を受けた人の平均年齢が上がることを、介護予防や生活支援資源の普及などの成果として評価していきます。

高齢者の社会参加の状況や高齢者の主観的な健康感、幸福感が高まるよう、事業展開の支援をします。

■評価指標

指標	年度	実績値(令和2は見込値)			目標値			データ出典
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
75歳～84歳の要支援(要支援1・2)の認定率 各年9月末		2.6%	2.8%	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%	小千谷市福祉課
新規要支援・要介護認定者の平均年齢(第1号被保険者)		84.0歳	83.6歳	83.5歳	83.6歳	83.7歳	83.8歳	小千谷市福祉課

■評価指標

指標	年度	現状値	目標値	データ出典
		令和元	令和4	
週1回以上の社会参加のある高齢者の割合		39.0%	42.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
健康感(とてもよい、まあよい)回答者の割合		81.0%	82.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
幸福感(10点中8点以上)回答者の割合		51.4%	53.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

※社会参加: ボランティア、スポーツ関係、趣味、学習、通いの場、老人クラブ、町内会、収入のある仕事

(2) 生きがい対応型デイサービス事業(デイホーム)

おおむね65歳以上の高齢者の介護予防や生きがいづくりのため、週3回以上、地域の実情に応じたデイホームを開催します。地域の推進協議会など10団体に委託し、市内全地区の会場で実施します。地域の中で活動できる組織づくり、社会参加を促すための指導者やボランティアの育成を図り、身近な集会所で実施できるよう高齢者の「通いの場」として充実を図ります。

■生きがい対応型デイサービス事業(デイホーム) 「*」: 新型コロナウイルス影響有 「◇」: 新型コロナウイルス影響下予測値

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
会場数(か所)		27	27	27	27	27	28
登録者数(人)		944	946	*927	◇933	945	965
利用延人数(人)		19,943	*19,443	*14,900	◇19,200	19,800	20,220

2 専門職の関与による効果的な活動展開

(1) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティアなどの人材育成や地域活動組織の育成・支援を行います。

デイホームの従事者やいきいきサロンボランティアなどを対象に、高齢者の「通いの場」において介護予防に資する運営が継続できるよう研修会などを行いながら支援します。

また、認知症の人を支える傾聴ボランティアの養成のための講座（認知症高齢者見守り隊講座）を実施します。

■地域介護予防活動支援事業 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
従事者育成活動	(回)	1	1	2	1	1	2
	(人)	49	138	50	50	50	80
傾聴ボランティアの養成講座(認知症高齢者見守り隊講座)	(回)	4	3	*中止	3	3	3
	(人)	31	44	*中止	45	45	45

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するために、通所や訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場へ、リハビリテーションなどの専門職の関与を促進します。

認知症予防のための活動をデイホームにて継続的に行えるよう、作業療法士を派遣し、創作活動の講座を実施しています。専門職による技術的助言を行うことで、参加者の状態に合わせ、効果的な活動が継続して行えるよう支援します。

■地域リハビリテーション活動支援事業 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
創作活動実践講座(回)		10	9	*2	10	10	10
転倒予防実践講座(回)		—	—	*中止	27	27	28

(3) 介護予防のための地域ケア個別会議

本人の自立支援に資するケアマネジメントの視点や、サービスなどの提供に関する知識、技術の習得と共に、地域に不足する資源など地域課題の発見や解決策につなげるため、リハビリテーションなどの専門職を助言者とした事例検討の会議を開催します。

■介護予防のための地域ケア個別会議 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施回数(回)		—	*5	*5	6	6	6
参加者数(人)		—	*292	*150	180	185	190

3 多様なサービスによる介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）の生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護などのサービスに加え、住民主体による支援なども含め、多様なサービスを展開します。

なお、令和3年4月より、要介護認定による介護給付サービスを受ける前から住民主体のサービスを利用していた場合、継続的に利用することが可能となります。

①訪問型サービス

介護予防訪問介護に相当する現行相当サービスと、基準を緩和した身体介護を含まない家事援助のみのサービスAなど、多様なサービスを提供します。

うつ傾向や閉じこもりなどにより、健康管理の維持・改善が必要な方を対象に、看護師などの専門職が訪問して必要な生活指導などを行います。

■事業内容

区分	事業内容	実施主体
現行相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助	介護サービス事業所
サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活援助(調理・買い物・掃除など)	介護サービス事業所
	生活援助(洗濯・掃除・買い物に限定)	シルバー人材センター
サービスC (短期集中予防サービス)	看護師などの専門職による健康管理維持のための定期訪問指導	小千谷市

■実績と計画

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
現行相当サービス	延件数(件)	360	332	340	350	360	370
サービスA【事業所】	延件数(件)	222	203	210	220	230	240
サービスA【シルバー】	延件数(件)	23	85	48	64	72	96
サービスC 【看護師などの専門職】	実人数(人)	7	4	2	3	3	3
	延人数(人)	78	38	24	36	36	36

②通所型サービス

介護予防通所介護に相当する現行相当サービス、基準を緩和したサービスとして入浴を含まないサービス A、デイホームを利用して交流や運動の機会を提供する住民主体のサービス B を提供します。

また、理学療法士の指導や介護予防機器を使用した体しゃっきり教室や、プールを活用したアクアチャレンジ教室、口腔機能向上のための歯つらつ教室など、多様な短期集中型のサービス C を提供します。

■事業内容

区分	事業内容	事業主体
現行相当サービス	介護予防通所介護相当	介護サービス事業所
サービス A (緩和した基準によるサービス)	入浴を除く、外出や交流を主とした介護予防通所介護	介護サービス事業所
サービス B (住民主体による支援)	デイホームを会場に週1回以上体操や交流などの活動	地域運営推進協議会 社会福祉協議会 など
サービス C (短期集中予防サービス)	体しゃっきり教室	医療機関
	アクアチャレンジ教室	民間事業所
	歯つらつ教室(教室方式・個別方式)	小千谷市・市内歯科医院

■実績と計画 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
現行相当サービス	延件数(件)	1,030	996	* 900	920	950	980
サービス A	延件数(件)	167	182	* 160	180	190	200
サービス B	延件数(件)	567	468	* 300	500	510	520
サービス C【体しゃっきり教室】 (6コース延66回)	実人数(人)	62	54	* 34	50	50	50
	延人数(人)	651	534	* 367	550	550	550
サービス C【アクアチャレンジ教室】 (2コース延22回)	実人数(人)	13	15	* 11	20	20	20
	延人数(人)	120	145	* 153	216	216	216
サービス C【歯つらつ教室】 (教室方式・2コース延6回)	実人数(人)	15	29	* 13	20	20	20
	延人数(人)	39	71	* 28	60	60	60
サービス C【歯つらつ教室】 (個別方式)	実人数(人)	0	5	* 1	5	5	5
	延人数(人)	0	12	* 3	15	15	15

③その他の生活支援サービス

社会福祉協議会などの配食サービス事業や、福祉会による友愛訪問事業などの継続を推進します。今後必要なサービスについては、生活支援体制整備事業の中で地域支え合いでの取組を推進します。

④介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者に対してアセスメントを行い、その状態やおかれている環境などに応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

「介護予防のための地域ケア個別会議」などと連動し、多角的な視点から自立支援に向けたケアマネジメントを行います。

■ケアプランの作成 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
地域包括支援センター分(件)		1,059	968	* 900	980	1,000	1,020
市直営実施分(件)		81	103	* 70	85	90	90

4 高齢者の社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動への支援

生きがいづくり、仲間づくり、健康づくりなどの活動を通じ、高齢者が自らの知識や経験を活かし、地域貢献など多様な社会参加活動ができるよう研修や講座への講師派遣を行い、老人クラブの活動を支援します。

■老人クラブ数及び会員数

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
老人クラブ数(クラブ)		77	74	72	72	72	72
老人クラブ会員数(人)		4,037	3,814	3,588	3,600	3,610	3,620

(2) 敬老会への支援

高齢者の生きがいづくり、いたわり合う地域社会づくりを支援するため、町内会などが開催する敬老会に対し補助金を交付します。

■敬老会実施団体数及び対象者数【75歳以上】

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施団体数(団体)		65	65	64	65	65	65
対象者数(人)		6,576	6,605	6,470	6,700	6,750	6,800

(3) 長寿者に対する祝い

長年、地域社会に貢献してこられた方の労をねぎらい、さらなる長寿への励みにしてもらうため、米寿及び百歳の方を対象に祝い品などを贈呈します。

■長寿者に対する祝い

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
新規 100 歳祝該当者(人)		13	29	24	24	27	25
米寿祝該当者(人)		271	235	277	265	270	320

(4) 老人憩の家運営事業

高齢者の健康保持や教養の向上、レクリエーション、サークル活動などを自主的に行い、高齢者福祉を増進する場として施設の運営をします。

■老人憩の家利用者数【白寿荘】 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
60 歳以上(人)		3,571	* 3,634	* 2,500	3,000	3,100	3,200
60 歳未満(人)		835	* 664	* 350	400	400	400

(5) シルバー人材センターへの支援

高齢者の経験や技能に応じた仕事により、社会参加と就労の確保を促進するため、シルバー人材センターへ支援を実施します。

総合事業における訪問型サービス A 事業を委託し、高齢者支援の担い手となり活躍する場を継続して支援します。

■シルバー人材センター 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
会員数(人)		394	389	400	405	410	415
受注件数(件)		2,396	2,324	* 2,138	2,200	2,220	2,240
就業延人数(人)		28,008	23,923	* 19,500	22,000	24,000	25,000

(6) 生涯学習の推進

高齢者の幅広い学習活動を支援するため、他団体の健康づくり事業などと連携を図りながら、市内7地区において高齢者学級を開催します。また、自主活動グループや公民館活動の充実を図ります。

■高齢者学級

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加者延人数(人)		2,999	2,573	2,600	2,700	2,900	3,000

(7) 体操教室

年間を通して定期的に運動する機会の提供として、「若返り健康教室」、「いきいき健康教室」をそれぞれ2会場、「いきいき健康クラブ」1会場を合わせて5会場で開催します。

また、集まりやすい地域の集会所を会場とした小単位での体操の「教室」を、町内が自主的に総合型地域スポーツクラブなどと連携しながら、8会場で行っています。

フレイル予防の観点から、リハビリテーションなどの専門職が関与した運動メニューを取り入れた効果的な活動を支援します。

■体操教室 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
若返り健康教室 参加者延人数(人)		6,257	6,258	* 3,850	6,300	6,300	6,300
いきいき健康教室 参加者延人数(人)		1,568	1,484	* 1,400	1,600	1,600	1,600
いきいき健康クラブ 参加者延人数(人)		2,377	2,030	* 2,000	2,200	2,200	2,200

(8) ボランティアグループ

社会福祉協議会が行う研修や講座など、ボランティア育成のための取組を支援します。また、長年に渡り培われた経験や能力を社会に還元するシルバーボランティア活動を支援し、高齢者が地域の中で役割と責任を実感できる活動を推進します。

■ボランティアグループ

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
ボランティア数(団体)		47	46	43	43	44	44
技術ボランティア		15	15	15	15	15	15
地域ボランティア		19	19	18	18	19	19
施設ボランティア		13	12	10	10	10	10
会員数(人)		645	663	670	670	670	670
技術ボランティア		178	177	180	180	180	180
地域ボランティア		295	329	330	330	330	330
施設ボランティア		172	157	160	160	160	160

第2節 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

1 地域、企業、学校など幅広い地域社会への理解促進

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する知識や対応方法を理解することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するための応援者を増やすための講座を開催します。これまでは、地域住民を主な対象として講座を開催していましたが、今後は高齢者の生活に密着している金融機関や商業施設、公共交通事業者などの企業や学校教育の場においても、認知症に関する理解の促進を図るよう講座の開催の場を拡大します。

■認知症サポーター養成講座 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		17	8	* 3	8	10	10
参加人数(人)		480	297	* 25	120	200	200
認知症サポーター数(人)		2,340	2,637	2,662	2,782	2,982	3,182

※令和3年以降、企業などを主に開催を予定のため、1会場あたりの人数が少なくなる見込み

(2) 認知症予防と介護の市民講座

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、認知症の発症を遅らせるために正しい知識や対応の普及啓発として市民講座を実施します。

認知症になっても希望を持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人自らの言葉を発信し、「共生」社会の実現を啓発していきます。

■認知症予防と介護の市民講座 「*」：新型コロナウイルス影響有 「◇」：新型コロナウイルス影響下予測値

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		1	1	* 中止	1	1	1
参加人数(人)		341	186	* 中止	◇120	200	250

(3) 徘徊模擬訓練事業

モデル地域を選定し、関係機関と連携しながら、地域の特性に応じた徘徊模擬訓練を実施します。

訓練を通じて、適切な声のかけ方や見守り方を知ることによって認知症への理解を進め、地域での見守り体制の構築に役立てます。

■徘徊模擬訓練事業 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
実施回数(回)		1	1	*中止	1	1	1
参加者数(人)		64	76	*中止	50	50	50

(4) 普及啓発事業

認知症に関する相談窓口となる地域包括支援センターや認知症疾患医療センターなどを広く周知します。

また、9月の世界アルツハイマーデーや月間などの機会を捉え、関係機関・団体などと協力して認知症に関する情報発信やオレンジライトアップなどの取組を行うことで、認知症への理解と関心を促進します。

■地域包括支援センター及び認知症の相談窓口の認知度

区分	現状値	目標値	データ出典
	令和元年	令和4年	
地域包括支援センターの認知度	25.3%	28.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
認知症の相談窓口の認知度	32.6%	36.0%	

2 認知症予防につながる活動の推進

(1) 高齢者の「通いの場」などの充実

運動や生活習慣病の予防、社会参加などが、認知症予防に効果があることから、高齢者の「通いの場」や健康教室などが身近なところで開催でき、認知症予防につながる活動ができるよう運営を支援します。

また、認知症予防の講座の開催や社会参加・交流などが継続的に行えるよう活動内容を充実します。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業の活用

高齢者の「通いの場」の利用者や従事者などに対し、リハビリテーションなどの専門職が技術的な助言を行いながら、認知症予防につながる活動が効果的に行えるよう支援します。

3 認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援などの連携体制の推進

(1) 認知症支援ガイド（ケアパス）の作成と活用

認知症の症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するための認知症支援ガイド（ケアパス）を作成し、関係機関とともに普及啓発と連携のためのツールとして活用します。

■認知症支援ガイド(ケアパス)の作成と活用

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
発行部数(部)		2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

(2) 認知症地域支援推進員との協働

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターや若年性認知症コーディネーターとの連携を強化します。また、かかりつけ医やボランティアなど地域の連携づくりや認知症支援ガイド（ケアパス）の作成・活用促進、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います。

(3) もの忘れ心配相談室

認知症を早期に発見し、医療や介護サービス、社会参加など適切な支援につなげるために認知症地域支援推進員による定期的な相談会を開催します。

■もの忘れ心配相談室(令和元年度まではお年寄りの心の相談会)

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		5	3	6	12	12	12
利用者数(人)		6	5	8	12	12	12

※月1回開催しているが、実績は利用のあった回数を計上

(4) 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援チームが認知症やその疑いのある方、その家族に対し支援を行うとともに、適切な医療・介護サービスに速やかにつながるよう認知症サポート医などと連携を進めます。

■認知症初期集中支援チーム活動

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
支援者数(人)		3	3	4	4	5	5
医療または介護サービスにつながった者(人)		3	3	4	4	5	5

(5) 認知症カフェ事業

認知症の人やその家族、地域住民、専門職の交流の場を提供し、情報提供や仲間づくり、気軽に相談できる機会と地域への理解促進を図ります。市内4か所において開催しています。

■認知症カフェ事業 「*」: 新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		44	40	* 10	44	44	44
参加者数(人)		620	453	* 60	520	550	580

(6) 認知症対策推進検討会議(徘徊SOSネットワーク会議)

認知症専門医師、介護保険事業所、患者家族、民生委員・児童委員、傾聴ボランティア、関係行政機関などで組織しています。地域の実態を共有するとともに、認知症の人本人の声を代弁し、地域課題と対策の検討及び連携強化、地域の見守り体制の構築のための検討会議を年2回開催し、地域ケア体制を充実します。

(7) 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が十分でなく、かつ成年後見制度の利用が有効と認められるものの、親族による申立てができない方に対して、市長による申立ての支援を行います。成年後見制度利用支援ネットワーク連絡会議を通して、関係機関と連携し、申立て手続きの支援を行います。

また、経済的な理由により手続きができない方を対象に、申立て費用の助成や、後見人などの報酬を助成します。

■成年後見制度利用支援事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
市長による申立て(件)		3	0	4	3	3	3
申立て費用の助成(件)		0	0	0	1	1	1
後見人など報酬の助成(件)		1	1	1	4	4	4

4 本人・家族のニーズと支援をつなぐ仕組みづくり

(1) 認知症高齢者見守り隊講座

認知症サポーター養成講座にステップアップのための傾聴や認知症の人との交流の内容を加えた「認知症高齢者見守り隊講座」を開催し、傾聴ボランティア（認知症高齢者見守り隊（笑和会））として活動する人を養成しています。

■認知症高齢者見守り隊講座 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
講座開催回数(回)		4	3	* 中止	3	3	3
講座実受講者数(人)		31	44	* 中止	45	45	45
講座延受講者数(人)		85	81	* 中止	130	130	130

(2) 認知症高齢者見守り隊（^{しょうわかい}笑和会）活動

笑和会は、認知症高齢者見守り隊講座を受講した人の中から、認知症の人やその家族の話を聴く傾聴ボランティアとして活動する団体です。自宅に訪問し、話を聴くことで本人の精神的な安定と家族の負担の軽減を図ります。認知症の人やその家族の支援ニーズに合わせて活動する「チームオレンジ*4」の役割を担っています。主体的にボランティア活動ができるよう笑和会の育成や会の運営を支援します。

■認知症高齢者見守り隊（笑和会）活動 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
笑和会全体研修(回)		2	2	2	2	2	2
笑和会登録者数(人)		38	36	36	38	40	42
傾聴ボランティア活動回数(回)		149	141	* 75	140	146	152

※笑和会登録者数は年度当初人数

*4 チームオレンジ：認知症サポーターがステップアップのための研修を受講し、認知症の方やその家族のニーズを把握しながら、それを踏まえた具体的支援を行うチームです。

第3節 安心を支える在宅生活の支援

1 在宅生活を支えるサービスと介護者への支援

(1) 除雪援助事業

労力的・経済的に自力での除雪が困難な高齢者世帯などに対し、冬期間の生活の安全確保及び自立した生活の支援を行うため、屋根の雪下ろしとそれに伴う避難口確保の玄関前除雪にかかる除雪費用の一部を助成します。

■除雪援助事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用世帯数(世帯)		312	298	340	342	344	346

(2) 通院等支援サービス事業

要介護1から5の認定を受け、一般の交通機関を利用しての外出が困難な市民税非課税の方を対象に、医療機関への通院や在宅福祉サービス(通所介護・短期入所生活介護など)の通所のためのタクシー券を交付し、外出を支援します。

■通院等支援サービス事業【要介護1～2】 交付枚数:住居地により、24枚、30枚、36枚のいずれかを交付

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
交付実人数(人)		151	161	* 150	160	160	160
利用延回数(回)		1,084	1,260	* 1,100	1,300	1,300	1,300

「*」: 新型コロナ影響有

■通院等支援サービス事業【要介護3～5】 交付枚数:住居地により、48枚、54枚、60枚のいずれかを交付

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
交付実人数(人)		187	181	* 170	180	190	200
利用延回数(回)		1,505	1,490	* 1,300	1,500	1,550	1,600

「*」: 新型コロナ影響有

(3) 生活管理指導短期宿泊サービス事業

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者で日常生活に不安のある方に対し、一時的に養護する必要がある場合、短期間の施設入所(年2回まで・1回あたり7日以内)により、日常生活に係る支援を行います。

■生活管理指導短期宿泊サービス事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用実人数(人)		0	0	0	1	1	1
利用延回数(回)		0	0	0	1	1	1

(4) 福祉電話の設置

電話設備のないおおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などに、安否確認や各種の相談を行うため、固定電話の設置及び使用にかかる費用の一部を助成します。

■福祉電話の設置

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末設置台数(台)		0	0	0	1	1	1

(5) 火災警報器の設置

おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者などの世帯に、火災警報器を設置します。

■火災警報器の設置

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末設置台数(台)		22	22	15	15	15	15

(6) 介護手当の支給

在宅介護の経済的・身体的・精神的な負担を軽減するため、要介護3以上の高齢者を在宅介護している方を対象に、介護手当を支給します。

■介護手当の支給

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
手当受給者数(人)		462	454	450	460	470	480
支給月数(月)		3,107	2,732	2,750	2,810	2,870	2,930

(7) 老人医療費助成事業

65歳から69歳までのひとり暮らしや寝たきり状態にある低所得の方に対して、医療費の自己負担額の一部を助成します。

■老人医療費助成事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末受給者数(人)		20	20	17	20	20	20
支給金額(円)		700,903	690,147	655,000	700,000	700,000	700,000

(8) 介護用品支給事業

住民税非課税世帯に属する、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している方に対し、介護衛生用品を購入するための給付券を交付します。

■介護用品支給事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用実人数(人)		57	60	60	60	60	60

2 住まいと生活の一体的な提供

(1) 施設福祉事業

① 養護老人ホーム

老人福祉法に規定する養護老人ホームは、環境及び経済的な理由から在宅生活を送ることが困難な高齢者が入所する施設です。軽度要介護状態になっても、介護保険法による外部サービス利用型特定施設のため、入所継続が可能です。入所者の介護と自立した日常生活が営めるよう支援するとともに、養護老人ホームの効率的な運営を推進します。

■養護老人ホーム【定員:50人】

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末の整備量(床)		50	50	50	50	50	50
新規整備(床)		0	0	0	0	0	0
年度末入所者数(人)		39	44	45	46	47	48

②地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員 29 人以下）は、市内に住所を有する方の介護施設として、入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

■地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末の整備量(床)		145	145	145	145	145	145
新規整備(床)		0	0	0	0	0	0

③ケアハウス（軽費老人ホーム）

2か所のケアハウス（軽費老人ホーム）が設置されています。1か所は外部の介護サービスを利用する施設であり、もう1か所は、地域密着型介護専用型特定施設として要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

■ケアハウス(軽費老人ホーム)

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末の整備量(床)		59	59	59	59	59	59
新規整備(床)		0	0	0	0	0	0

④サービス付き高齢者向け住宅

令和3年度に1か所のサービス付き高齢者向け住宅が開設される予定です。混合型特定施設として入所者に対し、安否確認、生活相談、入浴、排泄、食事などの介護やその他の日常生活上の世話をを行います。

■サービス付き高齢者向け住宅

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末の整備量(床)		0	0	0	50	50	50
新規整備(床)		0	0	0	50	0	0

(2) 高齢者住宅整備費補助金

要支援、要介護状態にある高齢者の身体状況に合った改修を行うことで、在宅での暮らしを長く続けることができるよう、住宅の改修費用や階段昇降機、ホームエレベーターの設置費用の一部を助成します。

■高齢者住宅整備費補助金

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
交付件数(件)		2	5	6	6	6	6
補助金交付額(円)		226,000	640,000	952,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

(3) 住宅改修支援事業

住宅改修の効果的な活用を図るため、ケアマネジャーなどにより住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に対する助言を行うとともに、住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行います。

■住宅改修支援事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
作成件数(件)		1	1	1	1	1	1

3 地域の見守り体制の強化

(1) 高齢者見守り相談サービス事業

常時見守りが必要な65歳以上のひとり暮らし世帯などに、心配事相談や火災警報、緊急時の通報など24時間対応の見守り相談装置を貸与します(市民税非課税世帯は利用料無料、課税世帯は自己負担あり)。固定電話回線を利用し、市の委託業者が緊急時の対応を行います。

■高齢者見守り相談装置の設置

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年度末設置台数(台)		121	115	120	125	130	130
非課税世帯		115	108	110	114	118	117
課税世帯		6	7	10	11	12	13

(2) 地域との連携強化

① 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員は高齢者の自立した生活を支えるため、ひとり暮らし高齢者などへの見守り訪問を行っています。

民生委員・児童委員活動を通じて把握された情報から、必要な保健・福祉・介護サービスが速やかに提供されるよう、地域包括支援センターなどと連携を図りながら、次の支援を行います。

- 地域住民への保健・福祉情報の提供
- 助け合い、話し相手などの社会資源の紹介
- 高齢者現況調査の実施
- 災害時要援護者情報の把握
- 緊急時の協力体制の確立

② 救急搬送時の連携

民生委員・児童委員の協力により整備する高齢者台帳を用い、高齢者本人から緊急時の情報提供の同意を得ることで、緊急搬送時に親族への連絡がスムーズに行えるよう連携を図ります。

併せて、社会福祉協議会が実施する「救急医療情報キット^{*5}」の活用を促進します。

■ 緊急時の情報提供の同意

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
高齢者独居世帯など(世帯)		1,121	1,168	1,239	1,290	1,340	1,390
情報提供同意者(人)		910	977	1,046	1,100	1,160	1,230
情報提供同意者率(%)		81.2	83.6	84.4	86.0	86.6	88.4

③ 地域ボランティアや町内会などとの連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、郵便局などの民間団体やボランティアなどによる支援や協力が求められています。

本市では、地域ボランティア活動の促進に向け、次の取り組みを推進します。

- 社会福祉協議会と連携した福祉会・ボランティア活動の育成支援
- ボランティア活動の情報発信や啓発
- 郵便局や新聞配達業者などの民間団体との連携の強化
- 地域支え合い活動の推進

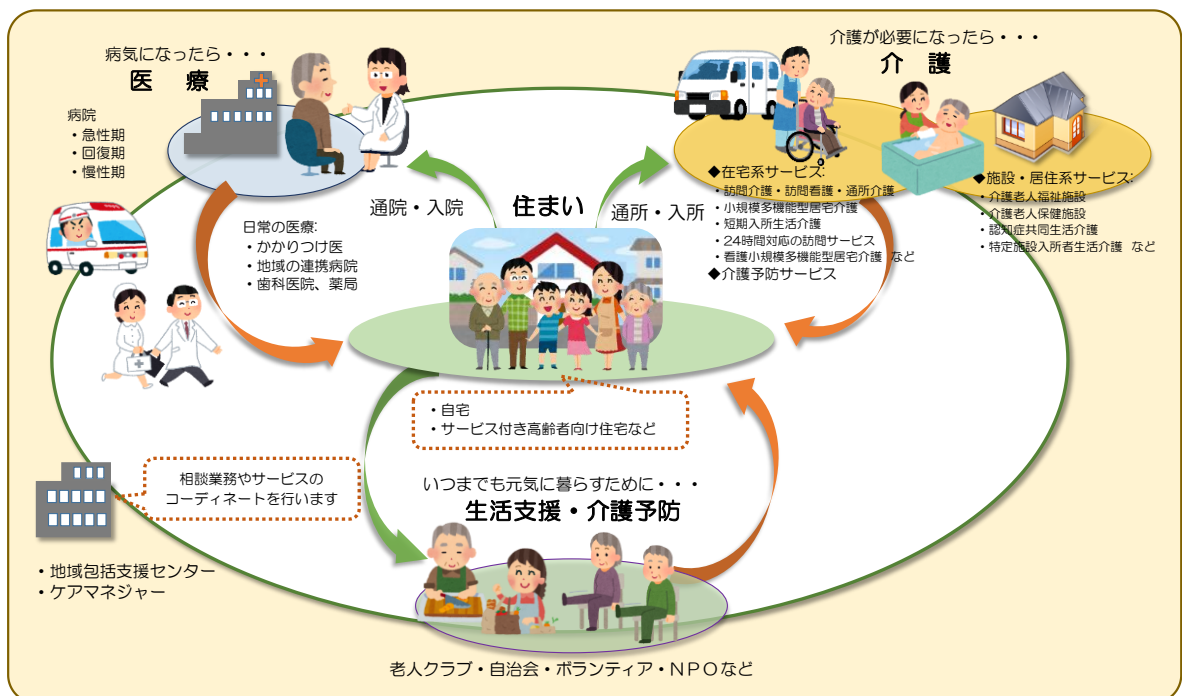
*5 救急医療情報キット：救急時に備え、かかりつけ医などの医療情報や緊急連絡先の情報を入れる専用容器

第4節 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである『地域包括ケアシステム』を着実に推進します。

推進にあたっては、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援など分野の枠や「支える」「支えられる」といった関係性を超えた『地域共生社会』の実現に向け、多様なサービスと支援を連動して提供します。



参考資料：厚生労働省

2 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、地域の高齢者の困りごとに関する総合相談支援業務、関係機関とのネットワークづくりなどの業務を担っています。

医療や介護を必要とする人が更に増加することが見込まれ、地域における多職種の支援ネットワークづくりや支援対象者のケアマネジメントの質の向上を担う中核としての活動が求められています。そのため、法人に委託している地域包括支援センターの職員数を平成29年度に3人から4人へ、令和元年度に5人へと体制を強化しています。専門性を生かした支援のコーディネートとネットワークの強化により、複合化したニーズに対応するよう機能の充実を図ります。

また、市民の身近な相談拠点となるよう、市民や関係機関などに広く周知するよう努めます。

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業の対象者が、要支援・要介護状態となることを予防するため、心身の状況や環境に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業や社会資源を包括的かつ効率的に提供します。

介護予防ケアマネジメントの委託については「小千谷市におけるケアマネジメントの基本方針」などに基づき、支援します。

(2) 総合相談支援事業

初期段階で高齢者及び介護者の多種・多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともにワンストップサービス拠点として機能するように努めます。

地域包括支援センターを市役所庁舎内に設置しているため、介護予防・介護保険担当部署に限らず、障がい、生活困窮者支援、住宅に関する部署ともスムーズに連携が図れる利点を活かし、複雑・複合化する相談に対し、各部署との連携を図り、対応します。

■地域包括支援センターへの相談件数

区分	年度	実績値(令和元・令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
相談実人数(人)		572	559	570	570	580	590
相談延件数(件)		1,803	1,414	1,750	1,750	1,770	1,790

①地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者に適切な支援、継続的な見守りを行うために、必要な支援などを幅広く把握し、支援策を講じ、地域におけるさまざまな関係者のネットワークの構築を図ります。

②高齢者実態把握

地域から孤立している要介護者のいる世帯や重層的な課題を抱えている世帯などを把握し、支援につなげるため、郵便局、新聞販売店、商店街、調剤薬局などあらゆる社会資源との連携を図ります。高齢者への家庭訪問、同居していない家族や民生委員・児童委員、近隣住民からの情報収集などにより、支援の必要な高齢者の心身の状況や家族の状況などについて実態把握を行います。

(3) 権利擁護事業

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と高齢者虐待を防止するために次の事業を実施します。

①成年後見制度の活用

財産や権利を守るため、成年後見制度の活用を支援します。

②高齢者虐待への対応

「小千谷市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて高齢者の保護や養護者への支援を行います。

③消費者被害の防止

地域における消費者被害情報を把握し、被害を未然に防止するために専門機関と定期的な情報交換を行い、民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどに情報提供を行います。

④権利擁護のための普及啓発

高齢者の尊厳を大切にして、暮らしやすい地域づくりのため、権利擁護に関する講話を実施するなど普及啓発を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の関係機関と連携し、主任ケアマネジャーを中心に、ケアマネジャーに対し個別指導・相談及び支援困難な事例への助言を実施します。

①個別指導・相談

ケアマネジャーに対する個別の相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行います。

また、地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、必要に応じて、関係機関とも連携の上、事例検討会や研修、制度や施策などに関する情報提供を実施します。

②支援困難事例等への指導・助言

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域の関係者、関係機関と連携し、具体的な支援方針を検討し、指導・助言などを行います。

③包括的・継続的なケア体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援します。

また、ケアマネジャーが、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域におけるさまざまな社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

④ケアマネジャーのネットワークの充実

ケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するために、ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを充実します。

(5) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議を通じて、医療・介護などの多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

■地域ケア会議の開催

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
地域ケア会議(回)		6	6	6	6	6	6
地域ケア個別会議(回)		4	4	2	2	3	4

3 地域での支え合いの推進と体制整備

(1) 生活支援コーディネーターの配置と生活支援協議体の設置

地域に不足している生活支援を作り出し、担い手となる人の養成などを行うため、生活支援コーディネーターを配置します。全市的な取組を推進するための第1層コーディネーターと、中学校区単位に第2層コーディネーターを配置・育成し、生活支援体制の充実を図ります。

就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置の必要性などを検討しながら、生活支援の担い手として活躍することにより、高齢者の社会参加を促進します。

町内会や民生委員・児童委員など多様な関係者と協働による地域づくりに取り組むため、生活支援協議体を設置します。生活支援コーディネーターと共にニーズ把握や課題の共有、地域支え合いの仕組みづくりの検討などを連携して行います。

■生活支援コーディネーター・生活支援協議体の配置

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
第1層生活支援協議体		1	1	1	1	1	1
第1層生活支援コーディネーター(人)		1	1	1	1	1	1
第2層生活支援協議体		4	4	4	4	5	5
第2層生活支援コーディネーター(人)		9	9	9	9	9	9

(2) 地域で支え合う支援体制

①配食サービス

社会福祉協議会において、在宅のひとり暮らし高齢者などに対し、地域ボランティアの支援を受け配食サービスを実施するほか、民間事業者などによる配食サービスにて食事の提供と見守りを行います。

②生活支援サポーター事業「あちこたネットおぢや」

社会福祉協議会が実施する「あちこたネットおぢや」では、地域住民の力を借り、高齢者などの掃除やゴミ出し、雪かきなど生活の困りごとをサポーターが支援します。

■生活支援サポーター事業「あちこたネットおぢや」

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
サポーター登録者数(人)		72	84	82	87	92	97
利用延件数(件)		260	133	500	550	600	650

③地域における支え合い活動

町内会や福祉会など地域住民による支え合いの組織や仕組みにより、高齢者などのゴミ出しや買い物支援、見守りなど支え合い活動を推進します。

■地域における支え合い組織

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
支え合い組織数(団体)		1	3	12	13	14	15

4 在宅医療と介護の一体的な連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方が必要となっても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進します。

(2) 在宅医療介護連携協議会

市内の医療及び介護の関係団体の多職種の代表者による、在宅医療・介護の現状分析と課題の抽出、解決策の検討などを行う協議会を年2回開催します。

「医療や介護が必要になっても、小千谷で自分らしい暮らしを続ける」ことを目指す地域像として、①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取り支援について多職種連携を深めます。また、それらに認知症の対応力の強化と災害時や感染症の対応を加えて、地域包括ケアシステムの活性化を図り、協力体制の整備や住民意識の向上に努めます。

取組については、在宅医療・介護連携支援センターや在宅歯科医療連携室などの、協議会委員で構成する在宅医療介護実務者会議を月1回開催し、企画・評価していきます。

(3) 多職種連携の推進

医療及び介護関係者に対して研修会を開催します。グループワークなど参加型の手法を取り入れ、在宅医療介護の人材育成や顔の見える関係づくりを行うことで、連携体制の強化を図ります。

食支援ネットワークが作成した食形態ツールの活用や施設の看取りや入退院支援ガイドなど医療・介護関係者間の情報共有のためのツールの整備を推進します。

■多職種連携研修会 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		1	1	*中止	1	1	1
参加人数(人)		67	97	*中止	80	80	80

(4) 市民への啓発

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護に関する講演会の開催などにより、市民への意識啓発を図ります。

■市民への啓発講演会 「*」：新型コロナウイルス影響有

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
開催回数(回)		1	1	*中止	1	1	1
参加人数(人)		146	133	*中止	100	110	120

(5) 在宅医療・介護連携相談支援

在宅医療・介護連携支援センターの相談支援機能を有効活用するため、小千谷総合病院に地域の在宅医療、介護、生活支援の連携を支援する相談業務を委託しています。

在宅医療と介護の連携を支援する拠点として、医療・介護関係者、地域包括支援センターなどからの在宅医療・介護サービスに関する相談を受け付け、地域医療関係者と介護関係者の連携調整や情報提供を行います。例えば、要介護者のレスパイト入院^{*6}や、認知症患者の短期入所先などの相談に対応します。

*6 レスパイト入院：介護者の病気や入院、冠婚葬祭、旅行などの事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合に期間を設けた入院の受け入れを行い、介護者の負担軽減を図る仕組み

第5節 介護サービスの充実

1 介護サービス基盤の現状

小千谷市介護保険サービス種類別事業所数の推移（各年度末）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込値)	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	8	-	9	-	9	-
介護予防支援	1	-	1	-	1	-
居宅サービス	31	345	35	345	35	345
訪問入浴	0	-	0	-	0	-
訪問看護	1	-	1	-	1	-
訪問リハビリ	1	-	1	-	1	-
通所介護	5	147	5	147	5	147
通所リハビリ	2	60	2	60	2	60
短期入所生活介護	7	88	7	88	7	88
短期入所療養介護	2	-	2	-	2	-
特定施設入居者生活介護	1	50	1	50	1	50
福祉用具販売	3	-	4	-	4	-
福祉用具貸与	2	-	3	-	3	-
地域密着型サービス	17	339	19	352	19	352
定期巡回・随時対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
認知症対応型通所介護	2	22	3	25	3	25
小規模多機能型居宅介護	2	53	2	53	2	53
地域密着型通所介護	5	54	6	64	6	64
認知症対応型共同生活介護	2	36	2	36	2	36
地域密着型介護老人福祉施設	5	145	5	145	5	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29	1	29	1	29
施設サービス	5	402	5	402	5	402
介護老人福祉施設	2	142	2	142	2	142
介護老人保健施設	2	200	2	200	2	200
介護療養型医療施設	1	60	1	60	1	60
介護医療院	0	0	0	0	0	0
合計	62	1,086	69	1,099	69	1,099

※介護予防サービスを含む(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具販売、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

2 介護サービス基盤の確保

小千谷市の第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は令和2年10月1日現在15.6%ですが、介護のリスクの高い75歳以上の後期高齢者の増加により、今後も要介護認定者の増加が見込まれます。しかし、後期高齢者人口は令和13年以降、減少に転じると見込まれることから、長期的視点に立った施設整備を進めるとともに、在宅生活継続に必要なサービスの拡充を図ります。

(1) 居宅サービス

○居宅サービスの拡充を図るため、新たに下記のサービス量を確保します。

ア) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

令和3年度に1事業所30人分のサービス量

イ) 通所介護

令和3年度に1事業所30人分のサービス量

ウ) 短期入所者生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和5年度に1事業所6人分のサービス量

エ) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

令和3年度にサービス付き高齢者向け住宅が開設されることに伴い、そこで提供される30人分のサービス量

※令和2年度開設から令和3年度開設に変更

○事業所廃止のため、下記のサービスは減少します。

ア) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

(令和2年度末廃止 定員40人)

イ) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護保険

(令和2年度末廃止 老人保健施設空床型)

(2) 地域密着型サービス

○在宅生活の継続のため、下記のサービス量を新たに確保します。

地域密着型 通所介護

令和4年度に1事業所18人分のサービス量

(3) 施設サービス

ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和3年度に95床の整備を図ります。

イ) 介護老人保健施設

令和2年度末に1施設が閉所し、100床減となります。

ウ) 介護療養型医療施設

当該施設利用実績を持つ病院が、令和3年10月をもって医療療養病床に転換予定のため、定員は皆減となります。

■第8期計画期間中の基盤整備計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-
介護予防支援	-	-	-	-	-	-
居宅サービス	3	60	-	-	-	6
訪問介護	-	-	-	-	-	-
訪問入浴	-	-	-	-	-	-
訪問看護	-	-	-	-	-	-
訪問リハビリ	1	-	-	-	-	-
通所介護	1	30	-	-	-	-
通所リハビリ	(1)	(40)	-	-	-	-
短期入所生活介護	-	-	-	-	-	6
短期入所療養介護	(1)	-	-	-	-	-
特定施設入居者生活介護	1	30	-	-	-	-
福祉用具販売	-	-	-	-	-	-
福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-
地域密着型サービス	-	-	1	18	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	1	18	-	-
認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-
施設サービス	0	35	-	-	-	-
介護老人福祉施設	1	95	-	-	-	-
介護老人保健施設	(1)	(100)	-	-	-	-
介護療養型医療施設	△1	△60	-	-	-	-
介護医療院	-	-	-	-	-	-
合 計	3	95	1	18	-	6

※()内は、令和2年度末で廃止となるサービスです。

※介護予防サービスを含む(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具販売、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

■基盤整備後の見込み(各年度末)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)	事業所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	9	-	9	-	9	-
介護予防支援	1	-	1	-	1	-
居宅サービス	36	365	36	365	36	371
訪問介護	9	-	9	-	9	-
訪問入浴	0	-	0	-	0	-
訪問看護	1	-	1	-	1	-
訪問リハビリ	2	-	2	-	2	-
通所介護	6	177	6	177	6	177
通所リハビリ	1	20	1	20	1	20
短期入所生活介護	7	88	7	88	7	94
短期入所療養介護	1	-	1	-	2	-
特定施設入居者生活介護	2	80	2	80	2	80
福祉用具販売	4	-	4	-	4	-
福祉用具貸与	3	-	3	-	3	-
地域密着型サービス	17	352	18	370	18	370
定期巡回・随時対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
夜間対応型訪問介護	0	-	0	-	0	-
認知症対応型通所介護	3	25	3	25	3	25
小規模多機能型居宅介護	2	53	2	53	2	53
地域密着型通所介護	6	64	7	82	7	82
認知症対応型共同生活介護	2	36	2	36	2	36
地域密着型介護老人福祉施設	5	145	5	145	5	145
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	29	1	29	1	29
施設サービス	4	337	4	337	4	337
介護老人福祉施設	3	237	3	237	3	237
介護老人保健施設	1	100	1	100	1	100
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
合計	67	1,054	68	1,072	68	1,072

※介護予防サービスを含む(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具販売、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)

3 介護サービスの質の向上及び適正な量の提供

(1) 介護事業所の質の向上

①認知症高齢者グループホームなどのサービス評価の促進

認知症高齢者グループホームは、毎年、都道府県が指定する外部評価機関による評価を受け、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため、外部評価の受審を徹底します。

②介護事業所に対する指導・監査の強化

介護事業所に対し、集団指導講習会などを通じて法令などの周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

また、定期的に介護事業所などの運営状況の確認を行えるよう、計画的な実地指導を実施するとともに、悪質な事業者には監査を実施し、サービスの質の確保を図ります。

(2) 介護給付費適正化の推進【介護給付費適正化事業】

介護給付適正化事業は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要なサービス、事業者がルールに従って適切に提供するように促すことを目的としています。

小千谷市が介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付が削減され、介護保険制度への信頼感を高めることに繋がります。

また、介護給付適正化の取組を通じて介護給付費の増大や介護保険料の上昇が緩和・抑制されることにより、持続可能な介護保険制度に努めます。

具体的な取組として、適正化主要5事業のうち4事業に取り組み、適切な点検・指導を行います。

■介護給付費適正化事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
要介護認定の適正化(件)		2,269	2,297	2,269	審査判定件数全件		
ケアプランの点検(件)		10	21	120	260	260	260
住宅改修等の点検(件)		0	0	20	40	40	40
縦覧点検・医療情報との突合(件)		1,861	2,114	2,000	2,000	2,000	2,000

4 低所得者への対応

(1) 特定入所者介護サービス費の支給

保険給付外である居住費・食費が、低所得者に過重な負担とならないよう、所得に応じた利用者負担限度額を設け、その限度額を超える差額を特定入所者介護サービス費として補足給付します。

(2) 高額介護サービス費の支給

世帯が1か月に受けた介護サービスの利用者負担の合計額が、所得に応じた上限額を超えた場合、その分を高額介護サービス費として支給します。

(3) 高額医療合算介護サービス費の支給

各医療保険における世帯内で、医療及び介護保険における年間(8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が著しく高額になる場合、一定の上限額を超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

(4) 低所得者に対する利用者負担金の軽減措置事業

社会福祉法人が実施する介護保険サービス(訪問介護、通所介護、短期入所、特養入所など)の自己負担額を、低所得者に対して軽減するための助成を実施します。

低所得者に対する経済的な負担の軽減を目的としており、今後も事業を継続します。

■低所得者に対する利用者負担金の軽減措置事業

区分	年度	実績値(令和2は見込値)			計画値		
		平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
対象法人数(法人)		6	6	6	6	6	6
助成額(円)		704,428	690,810	750,000	800,000	800,000	800,000

第6節 介護人材の確保

1 介護事業所と連携した取組の実施

(1) 介護職の魅力発信に向けた取組

- ①介護人材確保・育成に向けての情報共有、対策検討を行うためのプロジェクトを市内介護事業所と共に立ち上げ、効果的な事業を展開します。
- ②「健康福祉まつり」などのイベントを通じて、若年層をはじめ幅広い世代に対し、介護の仕事を手近に感じてもらう取組を、介護事業所と連携・協力して行います。
- ③市のホームページや広報を活用し、介護に関連する情報を発信します。

(2) 定着と促進に向けた事業

- ①介護人材の確保並びに定着及び資質の向上のため、介護サービスを提供する上で必要な資格取得のための費用を補助します。
- ②国が示す方針に基づく文書の様式例の活用を推進し、事業所の事務負担を軽減します。

(3) キャリア教育の実施

- ①学校訪問事業を活用し、生徒・学生・保護者に対して介護の仕事を知ることができる機会を提供します。
- ②「おぢやしごと未来塾」などのイベントや職場体験活動を通じて、生徒・学生に、介護の仕事のやりがいや魅力を知ってもらう取組を行い、将来の職業選択へつなげます。

2 県と連携した介護人材確保に向けた取組

人材確保に向けた取組を県と連携して実施するとともに、介護サービスの質の向上のための研修の周知・支援を行います。

特に介護未経験者に対して行われている「入門的研修」への参加を促すため、積極的な周知を行い、介護分野への就職を支援します。

第7節 災害や感染症対策に対応した連携体制の確立

1 介護事業所などとの連携体制の推進

日頃から介護事業所などと連携し、次の体制を整えます。

(1) 災害に対する備え

避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所などにおけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

(2) 感染症に関する備え

①関係機関との連携

訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を行います。

介護事業所などが感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実が図られるよう支援します。

感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関などと連携した支援体制の整備を図ります。

②必要な物資の整備

介護事業所における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を支援します。

2 災害や感染症に対する備えの周知及び啓発

(1) 災害時要援護者情報の収集と制度の周知

災害時において特別な配慮が必要な高齢者などについては、小千谷市災害時要援護者避難支援制度により所在などの実態把握に努め、近隣住民をはじめ、自主防災組織、町内会、関係機関などと相互協力体制を確立し、安全確保に努めます。災害時には、小千谷市地域防災計画に基づき、市民、事業所、県及び関係機関と連携して対応します。

また、民生委員・児童委員やケアマネジャーなど高齢者を支える関係者ととともに制度の周知を図ります。

(2) 災害や感染症に対する備えの啓発

災害の発生や感染症の流行下における市民の対応力が高まるよう、平時からさまざまな機会を通じて、避難行動のあり方や非常持ち出し物品などの情報提供を行います。特に高齢者においては、薬やお薬手帳などの携帯を促します。

関係者と連携し、災害時に発生しやすい健康被害として、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）、感染症、食中毒、生活不活発病、認知症、ストレスとメンタルヘルスなどへの予防や対応について、啓発していきます。

また、感染症の流行に備えて、各種予防接種の接種勧奨や、新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った対応を啓発していきます。

